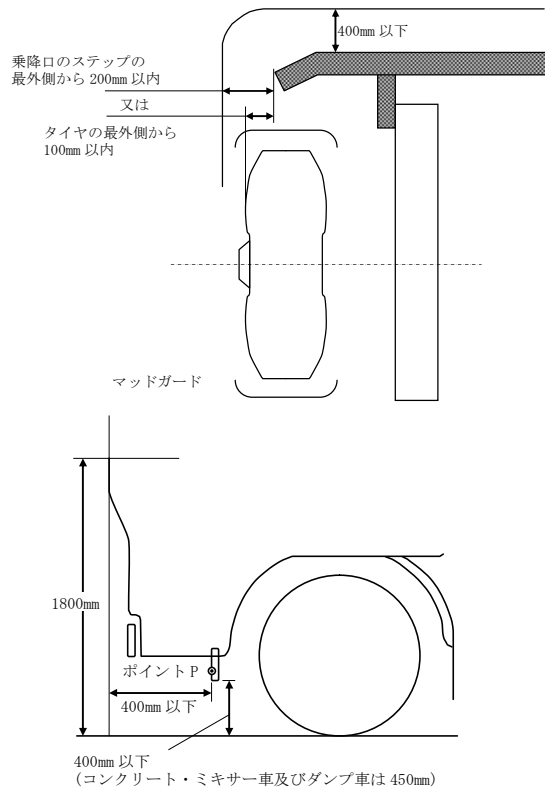


第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-38 前部潜り込み防止装置 7-38-1 装備要件 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車、全輪駆動車、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車を除く。）であって車両総重量3.5tを超えるものは、その前面に他の自動車が衝突した場合において衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-38-2の基準に適合する前部潜り込み防止装置を備えなければならない。 ただし、(1)又は(2)に掲げる要件に適合する車体前面の構造部を有する自動車にあっては、この限りでない。 この場合において、「前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車」とは、次に掲げるものとする。（保安基準第18条の2第5項関係、細目告示第102条の2第4項関係） ① 車両の前方に除雪装置を備えた自動車 ② 散水車又は清掃車であって、車両の前部に道路散水用配管及び散水ノズルを備えたもの ③ 道路作業車であって、車両の前部に道路清掃用装置を備えたもの ④ 危険物を輸送するタンク車であって、積載物の危険物が漏れた場合の火災を防止するため、車両の前方に排気ガスを排出することを目的として車両の前部に排気管を備えたもの (1) 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車にあっては、モノコック構造の車体の前面その他車体前面の構造部が①から③までの要件に適合するものであること。（細目告示第102条の2第4項第1号関係） ① 車体前面の構造部の平面部の高さが車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上（車両総重量が12tを超える自動車にあっては120mm以上）であって、当該構造部の最外縁が最前軸のタイヤ（接地しているタイヤの膨らみを除く。）の最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向に200mm以内にあること。 ② 車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが空車状態において地上400mm以下（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上450mm以下）であること。 ③ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前端（衝突による車両への衝撃を緩和するためのゴム、窓ふき器及び洗浄液噴射装置、灯火器、後写鏡、乗降口のステップ、連結装置並びにスノーブラウ取付ブラケットを除く部分をいう。）をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離が400mm以下であること。 (2) 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車体前面の構造部の平面部の下	8-38 前部潜り込み防止装置 8-38-1 装備要件 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車、全輪駆動車、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車を除く。）であって車両総重量3.5tを超えるものは、その前面に他の自動車が衝突した場合において衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-38-2の基準に適合する前部潜り込み防止装置を備えなければならない。 ただし、(1)又は(2)に掲げる要件に適合する車体前面の構造部を有する自動車にあっては、この限りでない。 この場合において、「前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車」とは、次に掲げるものとする。（保安基準第18条の2第5項関係、細目告示第180条の2第4項関係） ① 車両の前方に除雪装置を備えた自動車 ② 散水車又は清掃車であって、車両の前部に道路散水用配管及び散水ノズルを備えたもの ③ 道路作業車であって、車両の前部に道路清掃用装置を備えたもの ④ 危険物を輸送するタンク車であって、積載物の危険物が漏れた場合の火災を防止するため、車両の前方に排気ガスを排出することを目的として車両の前部に排気管を備えたもの (1) 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車にあっては、モノコック構造の車体の前面その他車体前面の構造部が①から③までの要件に適合するものであること。（細目告示第180条の2第4項第1号関係） ① 車体前面の構造部の平面部の高さが車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上（車両総重量が12tを超える自動車にあっては120mm以上）であって、当該構造部の最外縁が最前軸のタイヤ（接地しているタイヤの膨らみを除く。）の最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向に200mm以内にあること。 ② 車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが空車状態において地上400mm以下（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上450mm以下）であること。 ③ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前端（衝突による車両への衝撃を緩和するためのゴム、窓ふき器及び洗浄液噴射装置、灯火器、後写鏡、乗降口のステップ、連結装置並びにスノーブラウ取付ブラケットを除く部分をいう。）をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離が400mm以下であること。 (2) 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車体前面の構造部の平面部の下

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

縁の高さが、空車状態において地上 400mm 以下であること。(細目告示第 102 条の 2 第 4 項第 2 号関係)
(例)



7-38-2 性能要件

7-38-2-1 視認等による審査

(1) 前部潜り込み防止装置であって、車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 102 条の 2 第 1 項関係)

- ① 衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止する性能を損なうおそれのある損傷のないものであり、かつ、取付けが確実になされたものであること。
- ② 堅ろうであり、かつ、板状その他の自動車が衝突した場合に当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができる形状であること。

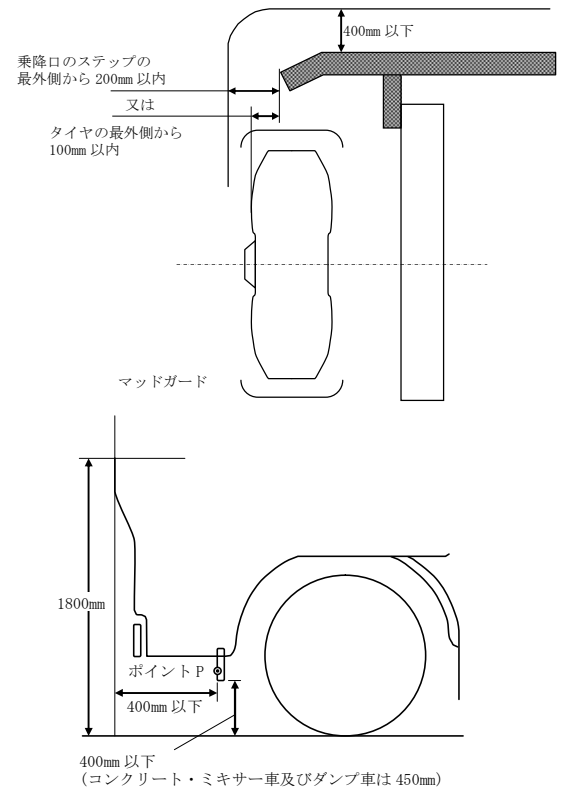
(2) 次に掲げる前部潜り込み防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 102 条の 2 第 2 項関係)

- ① 指定自動車等に備えられている前部潜り込み防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより前方に備えられた前部潜り込み防止装置
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部潜り込み防止装置
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた前部潜り込み防止装置
- ④ 細目告示別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置

(3) UN R93 又は欧州連合指令 2000/40/EEC に適合する前部潜り込み防止装置は、(2) ④に定める「細目告示別添 107「前

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

縁の高さが、空車状態において地上 400mm 以下であること。(細目告示第 180 条の 2 第 4 項第 2 号関係)
(例)



8-38-2 性能要件 (視認等による審査)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置」とする。 7-38-2-2 書面等による審査 (1) 前部潜り込み防止装置であって、車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条の2第5項関係、細目告示第102条の2第1項関係) ① 衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止する性能を損なうおそれのある損傷のないものであり、かつ、取付けが確実になされたものであること。 ② 細目告示別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に適合するものであること。 ただし、衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止する構造又は装置が細目告示別添108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に適合する場合にあっては、この限りでない。 (2) 次に掲げる前部潜り込み防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第102条の2第2項関係) ① 指定自動車等に備えられている前部潜り込み防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより前方に備えられた前部潜り込み防止装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部潜り込み防止装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた前部潜り込み防止装置 ④ 細目告示別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置 (3) UN R93 又は欧州連合指令2000/40/EECに適合する前部潜り込み防止装置は、(2)④に定める「細目告示別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置」とする。 7-38-3 取付要件（視認等による審査） 前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次のいずれかに掲げる基準に適合するように取付けられたものでなければならない。(保安基準第18条の2第6項関係、細目告示第102条の2第5項関係)	(1) 前部潜り込み防止装置であって、車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、視認その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条の2第5項関係、細目告示第180条の2第1項関係) ① 衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止する性能を損なうおそれのある損傷のないものであり、かつ、取付けが確実になされたものであること。 ② 他の自動車が衝突した場合に衝突した自動車の車体前部が著しく潜り込むことを有効に防止することができる構造として、次に掲げる基準に適合すること。 ア 前部潜り込み防止装置の端部が前方に曲がっておらず、かつ、鋭い突起を有するものその他歩行者等に接触した場合に当該歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。 (2) 前部潜り込み防止装置であって、車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、視認その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条の2第5項関係、細目告示第180条の2第1項関係) ① 衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止する性能を損なうおそれのある損傷のないものであり、かつ、取付けが確実になされたものであること。 ② 堅ろうであり、かつ、板状その他の自動車が衝突した場合に当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができる形状であること。 8-38-3 取付要件（視認等による審査） 前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次に掲げる基準に適合するように取付けられたものでなければならない。(保安基準第18条の2第6項関係、細目告示第180条の2第5項関係)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
係) (1) 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。(細目告示第102条の2第5項第1号関係) ① 前部潜り込み防止装置の平面部の下縁の高さが空車状態において地上400mm以下(コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上450mm以下)となるように取付けられていること。 ② 前部潜り込み防止装置の最外縁は、最前軸の車輪を覆う泥よけの最外側(泥よけを有しない自動車にあっては、最前軸の車輪の近傍の自動車の最外側)より車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向であり、かつ、最前軸のタイヤ(接地しているタイヤの膨らみを除く。)の最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向に200mm以内となるように取付けられていること。 ③ 前部潜り込み防止装置の平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前端(衝突による車両への衝撃を緩和するためのゴム、窓ふき器及び洗浄液噴射装置、灯火器、後写鏡、乗降口のステップ、連結装置並びにスノーブラウ取付ブラケットを除く部分をいう。)をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は400mm以内であって取付けることができる自動車の前端に近い位置となるよう取付けられていること。 ④ 振動、衝撃等によりゆりみ等を生じないように確実に取付けられていること。 (2) 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。(細目告示第102条の2第5項第2号関係) ① 前部潜り込み防止装置の平面部の下縁の高さが空車状態において地上400mm以下となるように取付けられていること。 ② 衝撃等によりゆりみ等を生じないように確実に取付けられていること。 (3) (1)の基準に適合している前部潜り込み防止装置は、当該自動車に取付けた状態のままで、その位置を変えることができる。 この場合において、当該前部潜り込み防止装置は取付けられた位置から意図せず移動しないように確実に取付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならない。(細目告示第102条の2第6項関係)	(1) 車両総重量が3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。(細目告示第180条の2第5項第1号関係) ① 振動、衝撃等によりゆりみ等を生じないように確実に取付けられていること。 8-38-4 適用関係の整理 7-38-4の規定を適用する。
7-38-4 適用関係の整理 (1) 平成23年9月30日以前に製作された自動車については、7-38-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第17条の2第1項関係) 7-38-5 従前規定の適用① (1) 平成23年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条の2第1項関係) 7-38-5-1 装備要件	

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
なし。 7-38-5-2 性能要件 なし。 7-38-5-3 取付要件 なし。	